

京都市斎場条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第65号）（保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課）

京都市中央斎場分場については、昭和56年3月から供用を休止し、災害時における京都市中央斎場の代替施設として維持管理を続けてきたところですが、施設が老朽化したこと及び京都市中央斎場の改修等の完了後はその代替施設としての必要性が低下することに鑑みて、これを廃止することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市斎場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第65号

京都市斎場条例の一部を改正する条例

京都市斎場条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市中央斎場条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 公衆衛生の向上を図るため、斎場を次のように設置する。

名 称 京都市中央斎場

位 置 京都市山科区上花山旭山町19番地の3

第2条第1項中「斎場」を「京都市中央斎場（以下「斎場」という。）」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第5条第1項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課)